

議案第45号

和解及び損害賠償の額（村道波平線のグレーチング蓋による車両破損事故）
について

村道波平線のグレーチング蓋による車両破損事故について、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めます。

- 1 相手方 住所 沖縄市美里5丁目19-12
氏名 有限会社ミサト・スイミングスクール

2 事故の概要

令和8年2月20日（金）午後4時30分頃、有限会社ミサト・スイミングスクールのバスが読谷村字波平205番地地先（村道波平線）を走行中、宅配車の対向車があったため道路端に一時停止を行った。その後再発進した際に大きな音がし、確認したところグレーチング蓋が車両下部に挟まりドアの開閉部が故障した。

令和8年2月25日（水）に有限会社ミサト・スイミングスクールより連絡があり、事故の報告を受けた。

- 3 損害賠償額 金1,885,169円

- 4 和解内容 別紙示談書のとおり

令和8年8月21日提出

読谷村長 伊 波 篤

事 故 報 告 書

発 生 日 時	令和8年2月20日（金） 午後4時30分頃
発 生 場 所	読谷村字波平205番地地先
状 況	令和8年2月20日（金）午後4時30分頃、有限会社ミサト・スイミングスクールのバスが読谷村字波平205番地地先（村道波平線）を走行中、宅配車の対向車が来たため道路端に一時停止を行った。その際、左側タイヤがグレーチング蓋上に停止していた。車を動かした際に、大きな音がしたため運転手が確認を行うとグレーチング蓋が道路とバス下部に（斜めに）挟まっている状況であった。送迎の途中であったためグレーチング蓋を外し移動した。 送迎の途中ドアの開閉を行った際、開閉に故障を確認したため、株式会社トヨタにて応急処置を行った。 令和8年2月24日（火）に波平自治会長より当該現場のグレーチング蓋が落ちているとの連絡を受け現場確認を行い、蓋受けが破損している状況であったので、カラーコーンを設置し事故が起きないように注意喚起を行った。 令和8年2月25日（水）に有限会社ミサト・スイミングスクールより連絡があり、損傷事故が起きていたことを知った。 今回の事故は、グレーチング蓋の受け部が破損していたことで事故が発生、道路管理者である読谷村に瑕疵があると考えられる。

示談書

2026年7月8日

第一当事者 (甲)	氏名 読谷村長 伊波 篤	
	住所 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番1	

第二当事者 (乙)	氏名 有限会社ミサト・スイミングスクール	
	住所 沖縄県沖縄市美里5丁目19-12	

事故発生日時	2026年 2月 20日 午後 4時30分頃
事故発生場所	沖縄県中頭郡読谷村字波平205番地地先
事故状況	上記日時、場所にて甲の管理する村道の破損したグレーチング蓋にタイヤがのり、発進の際に蓋が跳ね上がり、乙車両のドア下部を損傷させた。
	以下余白
示談内容	甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金1,885,169円を乙指定の口座に支払う。
	なお、本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。
	以下余白